

長浜市商工会からのお知らせ

2022/1/17 第10号

長浜市商工会

TEL : 0749-78-2121

FAX : 0749-78-1300

～お役立ち情報～

<目次>

- ・ 経営力向上セミナーについて
- ・ 湖国のお店応援！ココクーポン（プレミアム付きデジタル商品券）について
- ・ 企業PR展示参加企業の募集のお知らせ
- ・ 「With コロナ時代における働き方改革」講演会について
- ・ 育児・介護休業法の改正ポイントについて

経営力向上セミナーについて

【日 時】 令和4年2月7日（月）14:00～15:00

【会 場】 長浜ビジネスサポートセンター 1F フューチャールーム

【対 象】 長浜市内の中小企業者・小規模事業者

【定 員】 20名（zoom受講可）

【参加費】 無料

【内 容】 「いま、知っておきたい！インボイス制度と改正電子帳簿保存法」

講師：税理士 大野木高志氏（税理士法人嶋田事務所）

【申込・お問い合わせ先】 一般社団法人 長浜ビジネスサポート協議会（0749-53-2770）

<https://nagahamabiz.com/>

詳細は添付のチラシをご確認ください。

湖国のお店応援！ココクーポン（プレミアム付きデジタル商品券）について

参加店舗（登録店）の3次、4次募集の締め切りが以下の期日となっていますのでお急ぎください。また、クーポンの追加販売中ですのでご利用ください。

【募集期間】 3次募集：令和4年1月8日（土）から 令和4年1月18日（火）まで

4次募集：令和4年1月19日（水）から 令和4年1月31日（月）まで

【対 象】 滋賀県内の小売業/サービス業/飲食業の店舗

【申請方法】 湖国のお店応援！ココクーポンポータルサイトよりオンラインで申請

<https://koko-coupon.com>

【お問い合わせ】 滋賀県ココクーポン事務局コールセンター（0570-065-008）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/322159.html>

※クーポンの利用期間は1/8（土）～2/28（月）迄です。

企業PR展示参加企業の募集のお知らせ

湖北就活ナビ実行委員会（長浜市・米原市）からのお知らせです。

湖北地域に立地する企業の魅力を市民や若い世代の方に広く知っていただくために、下記のとおり企業PR展示を実施されます。企業に対する認知を深め、人材確保の面でご苦労されている企業を支援するとともに、若者の「ふるさと回帰」を間接的に支援することを目的とされています。ぜひご応募ください。

- 1 展示期間 長浜会場：令和4年3月11日（金）～4月7日（木）【28日間】
米原会場：令和4年4月11日（月）～5月10日（火）【31日間】
- 2 展示場所 長浜会場：さざなみタウン ながはま文化福祉プラザ
（長浜市高田町12番34号）1階 フリースペース
米原会場：米原市役所（米原市米原1016）3階 市民活動スペース
- 3 募集企業 8社程度

※長浜会場・米原会場 各4社（同一企業の両会場での展示可）

詳細・申込は長浜市ホームページをご覧ください。

URL：<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000010975.html>

申込締切：令和4年1月28日（金）正午

【問合せ先】

長浜市商工振興課内 湖北就活ナビ実行委員会事務局 電話 0749-65-8766

「Withコロナ時代における働き方改革」講演会について

【日時】令和4年2月10日（木） 10:00～11:30（開場9:45）

【講師】中野雅至（神戸学院大学現代社会学部教授）

【会場】コラボしが21 3階 大会議室（大津市打出浜2-1）

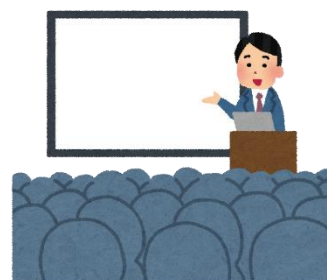
【定員】会場50名 オンライン（zoom）50名

【参加費】無料

【申込フォーム】<https://ws.formzu.net/fgen/S24267088/>

【お問い合わせ・申込先】滋賀働き方改革推進支援センター（0210-100-227）

<http://www.s-keisankyo.or.jp/hatarakikata/index.html>



育児・介護休業法の改正ポイントについて

厚生労働省では、令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、改正内容が令和4年4月1日より段階的に施行されるにあたり、育児・介護休業法の改正ポイントを公開されていますので、ご案内します。

【令和4年4月1日施行】

育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

【令和4年10月1日施行】

男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業の分割取得

【令和5年4月1日施行】

育児休業の取得の状況の公表の義務付け

詳細は厚労省HPをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>